

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン
(47 都道府県サッカー協会/9 地域サッカー協会向け)

第8版 (2020年12月15日作成)

公益財団法人 日本サッカー協会

目次

改定履歴	……	P. 3
はじめに	……	P. 4
<u>「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について</u>		
1. ガイドラインの構成	……	P. 5
2. ガイドライン策定の基本方針	……	P. 5
3. ガイドラインの運用方針	……	P. 6
4. 活動再開の基準（目安）	……	P. 6
5. 活動再開時の留意点（各種手引き・チェックリスト）	……	P. 17
<u>（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等</u>	……	P. 65

改定履歴

発行	日付	内容
第1版	2020年5月22日	—
第2版	2020年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5/25公表の政府方針を踏まえた更新（P.7,8） ● 熱中症の予防に向けた留意点の加筆（P.15）
第3版	2020年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の活動レベルにおける地域間移動にかかる扱いについての更新（P.6,7,15） ● 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方の加筆（P.9-12） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の改定（P.27-58） ● 健康チェックシートの様式改定 ※これまで3種類(参加チーム用、大会関係者用、メディア用)作成していたフォーマットを1種類に統一
第4版	2020年8月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/7 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた活動方針の修正（P.6-8） ● 7/23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正（P.9-11） ● ドブ漬けの扱いについての更新(P.18、チェックシート)
第5版	2020年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 8/24 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正（P.9,10）
第6版	2020年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 競技会における応援スタイルについて、「禁止される行為」から「手拍子」の項目を削除（P.37）
第7版	2020年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 9/11 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえたイベント開催制限の段階的緩和目安の修正（P.9～13） ● 「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」の修正（P.32、34、38～42、44、49～53、58、チェックシート）
第8版	2020年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 共通的留意事項に移動及び宿泊時の留意点を追記（P.23～25、チェックシート（競技会運営用））

はじめに

2020年の年初より感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところです。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）は、こうした政府の方針や上位団体のガイドラインに基づき策定したものであり、各種の事業を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものです。

各都道府県サッカー協会・各地域サッカー協会（以下、「各FA」）及び加盟チームにおかれましては、それぞれにおける事業や活動を実施される際に本ガイドラインを参照いただくとともに、適宜、運動部活動を実施する各学校等にも情報共有として展開ください。また、特に各都道府県協会におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、地域特性に応じた各都道府県のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動再開の基準

コロナウイルスの各地域における感染状況に応じて活動レベルを設定し、各レベルにおける活動の内容や範囲を設定

② 活動再開時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

各活動レベルにおいて活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮すべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「[新しい生活様式](#)」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る（リスクとチャンス）

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方にに基づき運用されるものとします。

＜本ガイドラインの拘束力＞

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

＜本ガイドラインの適用の優先度＞

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※Jリーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

＜運用の際の留意点＞

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

＜本ガイドラインの改定＞

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. 活動再開の基準（目安）

(1) 活動レベルの設定

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する各ステージの設定をベースに、各都道府県の活動再開時期及びその活動内容の目安とする「活動レベル」を設定しました。なお、各都道府県が該当するステージについては各 FA において自治体等への確認を通じ主体的に判断ください。

ステージ	状態	概要	スポーツ活動に関連する主な要請事項
ステージ I	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	—	—
ステージ II	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	—
ステージ III	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージ II と比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	<ul style="list-style-type: none">● 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底● クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛
ステージ IV	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	<ul style="list-style-type: none">● 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。● 県境を超えた移動の自粛要請。● 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。● イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。

出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会「[今後想定される感染状況と対策について\(令和2年8月7日\)](#)」を基に JFA にて作成

参考：

各ステージにおける講ずべき施策（[新型コロナウイルス感染症対策分科会発表資料\(8/7\)](#)より）

① ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

- ①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価
 - ✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。
- ②集団感染（クラスター）の早期封じ込め
 - ✓ 徹底した**院内・施設内**などの集団感染の未然防止と**早期検知**。陽性者の入院等の迅速な対応
 - ✓ 接触者の調査と合理的な対応
 - ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
 - 場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討
- ③基本的な感染予防の徹底（**3密回避等**）
 - ✓ 事業者：**ガイドラインを適宜見直し、遵守**を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
 - ✓ 個人：3密回避を遵守した「**新しい生活様式**」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「**若年層**」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた**効果的な情報発信**。
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
 - ✓ COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進
- ④保健所の業務支援と医療体制の強化
 - ✓ **人材**や物資（PPEなど）の**確保**、効率的な業務執行への支援
 - ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充
- ⑤水際対策の適切な実施
- ⑥人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

② ステージⅢで講ずべき施策の提案

ステージⅢで講ずべき施策の提案

（赤字：ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項／黒字：ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項）
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

<p>【対事業者】 （ステージⅢで取り組むべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。 ● イベント開催の見直し。 ● 人が集中する観光地の施設等における入場制限等。 ● 接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。 ● 飲食店における人数制限。 <p>（ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。 ● リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化）。 ● テレワーク等の更なる推進。 	<p>【対国・地方自治体】 （保健所の業務支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クラスター対策の重点化・効率化。 ● 保健所への人材の派遣・広域調整。 ● 保健所負担の更なる軽減。 <p>（医療提供体制及び公衆衛生体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病床、宿泊療養施設の追加確保（公共施設の活用など一段進んだ取組）。 ● 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。 ● 無症候者、症状別の感染者数の公表。 ● 臨時の医療施設の準備。 ● 都道府県域を超えた患者受入れ調整（広域搬送）。 ● 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。（自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難い場合における、軽症・無症候者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施） ● 感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。 ● 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施 <p>（水際対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水際対策の適切な実施を継続。
<p>【对个人】 （ステージⅢで取り組むべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。 ● 飲食店における人数制限。 ● 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。 <p>（ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。 ・ 中年：職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。 ・ 若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。 ・ 医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない。 	<p>（その他の重要事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。

③ ステージⅣで講ずべき施策の提案

ステージⅣで講ずべき施策の提案

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時的医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

8

(2) サッカー活動再開に向けた5つの活動レベル

- 前述の4区分を基に、事業実施に伴う移動の範囲などの要素を考慮し活動レベル及びそれぞれで目安となる活動の範囲を設定
- 各都道府県が各ステージのいずれの状況にあるのかについては、各FAが自治体への確認などを通じて主体的に判断
- 下記活動レベルの適用はレベル3までは都道府県/地域、レベル4・5は全国規模とし、市区町村単位での扱いは必要に応じて個別の状況を踏まえFAで判断
- 活動レベル2及び3においては、PCR検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者全員が陰性と認められる場合には地域の感染状況を問わず地域間の移動を可とする場合がある
- いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体の方針などを優先的に考慮し、各FAにおいて最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提

都道府県/地域の状況 で活動範囲が規定	活動レベル	状態		活動の範囲※3	
		自 都道府県	他 都道府県	チーム活動:	FA事業:
都道府県/地域の状況 で活動範囲が規定	活動レベル1	「ステージⅣ」かつ「緊急事態宣言」が発令	-	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛
	活動レベル2	「ステージⅢ」もしくは「ステージⅣ」	-	段階的再開※1 (移動は都道府県内のみ)	段階的再開※2 (比較的小規模な事業、都道府県内のみ)
	活動レベル3	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	各ステージが混在	原則 再開 (移動は「ステージⅢ」及び「ステージⅣ」に該当しないエリアに限定)	原則 再開 (同一地域に「ステージⅢ」もしくは「ステージⅣ」の都道府県が無い場合、地域内活動再開)
全国状況 で判断	活動レベル4	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	「ステージⅠ」もしくは「ステージⅡ」	原則 再開	原則 再開 (全国、一部制限あり※2)
	活動レベル5	全都道府県が「ステージⅠ」もしくはそれ以下	全都道府県が「ステージⅠ」もしくはそれ以下	完全再開	完全再開(全国)

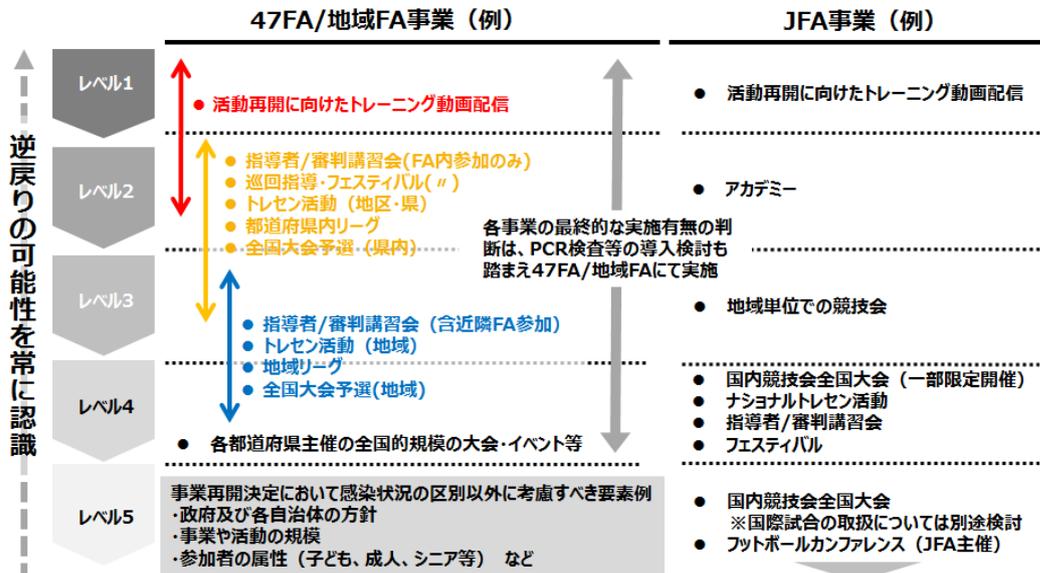
※1 チーム活動における段階的再開とは、例えば、感染状況や施設における予防策の徹底度合い、適切な距離を保つための人数等に応じて、チームを複数のグループに分けてグループ単位での限定的な活動から再開し、徐々にそのユニットを拡大していくようなことを想定

※2 FA事業における「段階的再開」や「一部制限あり」とは、政府の指標等に基づき参加人数を制限してイベントを実施するようなケースを想定

※3 活動レベル2及び3においては、PCR検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者全員が陰性であると認められる場合には感染状況を問わず地域間移動を可とする場合がある

(3) 各活動レベルにおける実施事業例

下記に記載する各活動レベルでの事業例はあくまで一つの基準であり、**実際の事業実施にあたっては当該地域の実情に合わせて安全を最優先にして取り組んでいただくようお願いいたします。**



JFA事業の実施にあたっては、都道府県/地域FA事業や、チーム活動・選手の状態への十分な配慮が必要

(4) 活動再開時及び再開以降の活動規模の設定

活動再開時及びそれ以降の活動規模については、政府の対策本部が発表した以下のイベント開催制限の段階的緩和の目安をベースに活動規模の拡大の目安を設定しました。

別紙1~8 出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日）

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要） 【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、**当面11月末まで**、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する。**
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期	イベントの種類	収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント → 詳細は次頁参照 50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※イベントの種類は、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について 【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
 - ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
 - ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
 - ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
- ※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率100%で開催するための前提)		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (cocoa) や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率 (目安)

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ (又は個人) 間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ (5名以内に限る。) 内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動 (別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提) を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント (参加者1,000人超) の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設 (映画館等) についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等					
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が可 (区域が限定) ・参加者の位置が固定 (座席や立ち位置固定) 				
想定されるイベント及び収容率等	<table border="1"> <tr> <td>【100%以内】</td> <td>【当面11月末まで50% (※) 以内】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> </table>	【100%以内】	【当面11月末まで50% (※) 以内】	<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
【100%以内】	【当面11月末まで50% (※) 以内】				
<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 				
100%開催の具体的要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの (開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 				

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ (5人以内に限る) 内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙6】

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域のお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

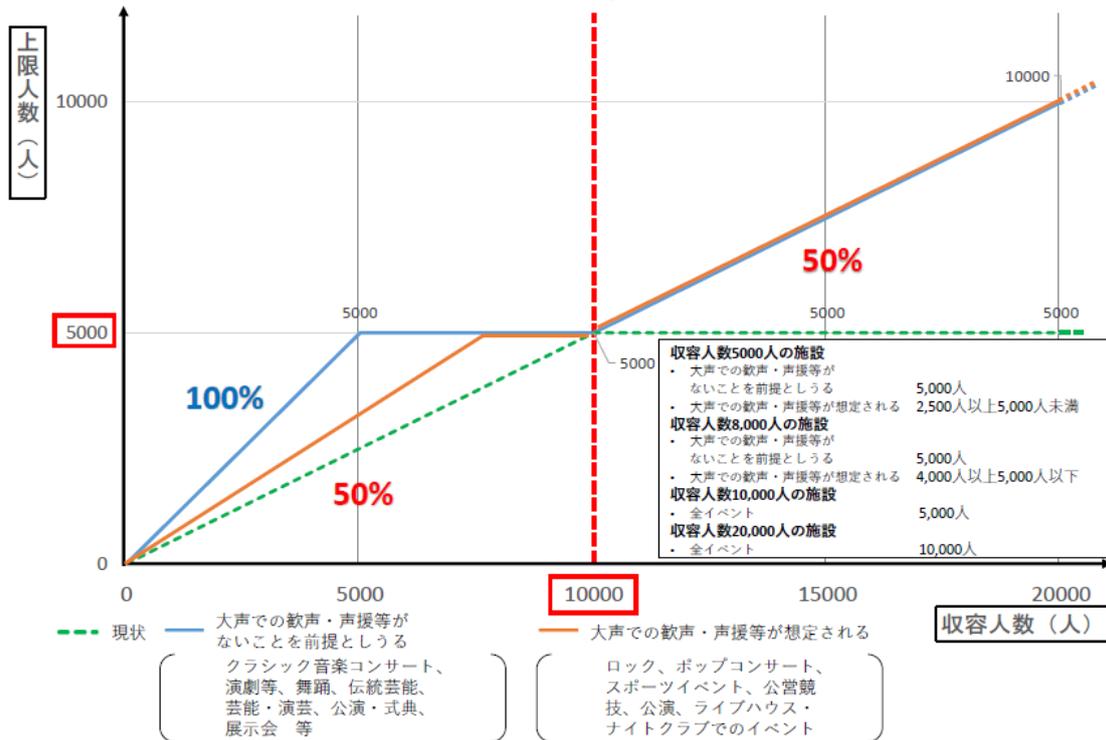
【別紙7】

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域のお祭り等
人数上限	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ② 収容人数が10,000人以下の場合：5,000人 		慎重な判断
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙8】



(5) サッカー活動における活動規模の目安

サッカー活動再開以降における活動規模の目安については、原則、本ガイドライン発行時点での政府方針に基づいて設定を行い、必要に応じて適宜改定を行います。なお、下記に記載する制限緩和の道筋は、あくまで感染状況が改善の方向に向かっていることを前提としたものであり、**今後、状況が悪化する場合には、前述の3区分表やそれに基づく5つの活動レベルに立ち戻り、適切に活動を実施していただきますようお願いいたします。**

	事業活動規模	移動範囲
↑ 各ステップの期間は政府方針に準拠 ↓	ステップ1 6/1~※ 屋内： 100人以下または定員の50%以内 屋外： 200人以下。人との距離は2メートルを確保	北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川との間の移動は避ける
	ステップ2 6/19~ 屋内、屋外ともに1000人以下または定員の50%以内	都道府県をまたぐ移動が可能
	ステップ3 7/10~ 屋内、屋外ともに5000人以下または定員の50%以内	
	ステップ4 8/1~ 政府及び各自治体方針に従い適切な規模で事業を実施	

※各ステップの期日は本ガイドライン作成時の政府方針に基づくもの

(6) 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

感染状況が好転することを前提に、上述のとおりサッカー活動再開にむけた考え方を示しました。また「逆戻り（感染状況の悪化）の可能性も意識すること」も明示してきておりますが、残念ながらその状況が現実になりつつある状況です（2020年7月20日現在）。感染状況、自治体の方針等を踏まえ、再開されつつある各地域 FA・47FA での事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

<前提>

ガイドライン策定の基本方針

- ・安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

<感染状況の把握>

感染状況の悪化にともない、上述の区分（（4）活動再開の基準（目安））において、当該地域・都道府県がどの区分に該当するかについては、当該 FA が属する自治体の示す警戒レベル（警戒・アラート等）を解釈し、各 FA にて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いします。

<各自治体の警戒レベル例>

- ・東京都 (<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>)

新型コロナウイルス感染症について、都内の「感染状況」と「医療提供体制」を2つの柱として7つのモニタリング項目を設定。毎週、専門家による状況分析を項目ごとに行い、都内の感染状況と医療提供体制それぞれについて「総括コメント」として4段階で評価。（表は7月13日のもの）

感染状況・医療提供体制の分析					
区分	モニタリング項目 ※①～③は7日間移動平均で算出	現在の数値 (前週比/過去5日)	前週との比較	(参考) 緊急事態宣言 下での最大値	項目ごとの分析※3
感染状況	①新規陽性者数	168.4人	↑	167.0人 (4/14)	総括コメント 感染が拡大していると思われる
	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※1における発熱等相談件数	66.3件	↑	114.7件 (4/9)	ただし、第一波（3月から緊急事態宣言解除まで）とは年齢層や重症度等の感染者の特徴に相違がある。
	③新規陽性者における接触歴等不明者数	77.3人	↑	116.9人 (4/14)	個別のコメントは別紙参照
	増加比	198.2%	↑	281.7% (4/9)	
医療提供体制	④検査の陽性率（PCR・抗原）	6.1% (検査A:8265/FA)	↑	31.7% (4/11)	総括コメント 体制強化が必要であると思われる
	⑤救急医療の東京ルール※2の適用件数	30.6件	→	100.0件 (5/5)	重症患者数が未だ増加していないことから、判定を先週と同じ段階に留めた。
	⑥入院患者数（病床確保レベル1＝中等症のみレベル2）	651人 (1000床 ～2800床)	↑	1413人 (5/12)	個別のコメントは別紙参照
	⑦重症患者数（ICU確保レベル1＝中等症重症が必要な重症（重症確保レベル4））	6人 (100床)	→	105人 (4/28,29)	

1 感染状況

<判定の要素>

- いくつかのモニタリング項目を組み合わせ、地域別の状況等も踏まえ総合的に分析

<総括コメント（4段階）>

- 感染が拡大していると思われる
- 感染が拡大しつつあると思われる
- 感染拡大の兆候があると思われる
- 感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<判定の要素>

- モニタリング項目である入院患者や重症患者等の全数に加え、その内訳・内容も踏まえ分析例）重症化しやすい高齢者の入院患者数
- その他、モニタリング項目以外の病床の状況等も踏まえ、医療提供体制を総合的に分析

<総括コメント（4段階）>

- 体制が逼迫していると思われる
- 体制強化が必要であると思われる
- 体制強化の準備が必要であると思われる
- 通常の体制で対応可能であると思われる

※1「#7119」…一歩おかけの際に、緊急受診の必要性や診療可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※2「救急医療の東京ルール」…非急症による5医療機関への受入要請又は選定病院から20分以上経過しても搬送先が決定しない事業
 ※3 分析にあたっては、上記項目以外にも新規陽性者の年齢別発生状況などの患者動向や病床別入院患者数等も参照

・神奈川県 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/k-vision/indicator.html>)

「特定警戒」「感染拡大注意」「感染観察」の3区分を設定し、県が定める一定の基準を超えた場合に「神奈川警戒アラート」を発動（写真は7月20日のもの）



・大阪府 (http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona_model.html)

「大阪モデル」を策定し、市中での感染拡大状況、新規陽性患者の拡大状況、病床のひっ迫状況を3つ区分に分類。通天閣などのライトアップにより色で状態を可視化。(表は7月20日のもの)

<信号の点灯・消灯基準>

それぞれのモニタリング指標を全て満たした場合 警戒の基準⇒黄 非常事態の基準⇒赤 警戒・非常事態解除の基準⇒緑(ただし、一定期間経過後消灯)

新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況

【モニタリング指標ごとの状況】

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	7/14		7/15		7/16		7/17		7/18		7/19		7/20	
					非常事態の基準	解除の基準												
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比	①2以上かつ ②10人以上	-	②10人未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均				①2.04	①2.83	①2.40	①2.58	①2.52	①2.53	①2.65							
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数 うち後半3日間	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数				160	211	247	278	336	393	424							
(3) 病床のひっ迫状況	⑤患者受入重症病床使用率	-	70%以上 (「警戒(黄色)」信号が点灯した日から起算して25日以内)	60%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥確定診断検査における陽性率の7日間移動平均				1.81	2.39	2.80	3.15	3.81	4.45	4.81							
【参考指標】	⑦新規陽性者における感染経路不明者の割合	-	-	-	2.7%	2.7%	3.2%	3.2%	2.7%	2.7%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
各指標を全て満たした場合における信号		黄	赤	緑 (ただし、一定期間経過後消灯)	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄	黄

○：基準内 ●：基準外

徳島県 (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5035331/>)
 政府の3区分をベースに県独自の基準（下図参照）を設定し、基準を超えた場合に「とくしまアラート」を発動。（アラートの状態は7月20日のもの）



徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイト

知事からみなさまへのメッセージ | 県内の発生状況など

とくしまアラート

感染観察 注意報 強化 感染拡大注意 特定警戒

とくしまアラート注意報発令中

医療・社会福祉施設従事者のみなさまへ | 県民のみなさまへ

関連リンク

- 徳島県立総合技術学校
- とくしま子育て支援センター
- とくしま子育て支援センター
- とくしま子育て支援センター
- とくしま子育て支援センター
- とくしま子育て支援センター

とくしまアラートの発動基準について(令和2年7月9日改定)

今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

	①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒
	注意報	強化		
基本方針	早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る（※1）	国の指定を受け、緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	5人以上	10人以上	約30人以上（※2）
	直近1週間の累積感染経路不明者数	2.5人以上	5人以上	約15人以上（※2）
解除の判断基準	直近2週間の感染経路不明者数が0人			直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下（※2）
共通事項	とくしまスマートライフ宣言！」「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）			
対応方針	外出	・感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける ・3密の場所への移動を徹底して避ける。	・（必要に応じ、法第24条9項に基づく） 外出自粛の協力要請。 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。
	出勤	・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等。
	イベント（※3）	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条9項に基づき、開催の自粛要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応策を求める。	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条9項及び法45条第2項に基づき、開催の自粛の要請等。
	施設の使用制限	・地域の実情に応じ、法第24条9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。	・地域の実情に応じて法第24条9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制（検査、相談等の件数）、クラスターの発生状況、近隣府県の状態を総合的に判断する。
 ※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。
 ※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

5. 活動再開にあたっての留意点 (各種手引き・チェックリスト例)

- [各種活動の再開にあたっての共通の留意事項](#) P. 18
- [トレーニング活動再開に向けた留意点 \(チーム・指導者向け\)](#) P. 26
- [新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き及び
チェックリスト・健康チェックシート例](#) P. 32
- [講習・研修会主管 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 62
- [審判員・審判指導者用 \(試合参加時\) 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#)
..... P. 63
- [フットボールセンター管理 FA 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例](#) P. 64

各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の作成した「[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#)」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通の留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通の留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

<参加者の安全を最優先にした行動を>

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、**各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。**緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

<不当な扱い・差別等を許容しない>

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、**サッカー界は、このような差別等[※]の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。**各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

<各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方>

活動レベル 1：当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。政府や自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密[※]を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないよう徹底しましょう。

※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件

活動レベル 2 : 当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模※な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県 FA 主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査（もしくはそれに準ずると認められる検査）により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

※「比較的小人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。

活動レベル 3 : 当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の 3 区分が混在

大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限 200 名以下、かつ人と人の距離を十分に確保（2m ほど）することが必要です。また、屋内については、参加者数は 100 名以下、かつ定員の 50%以下が開催の目安となります。

同一地域内の都道府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体 FA の自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で地域 FA 主催事業の開催が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査（もしくはそれに準ずると認められる検査）により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

活動レベル 4 : 全ての都道府県が感染観察の対象地域

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で JFA 主催全国大会開催が可能（一部制限を含む可能性あり）となります。参加チームは移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル 5 : 全ての都道府県で感染観察状態が解消

事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で全国的規模の JFA 主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

事業・活動実施時の感染防止策について

各 FA は、それぞれの事業を実施するにあたり、以下の内容を踏まえつつ個別にチェックリストを作成し、感染防止策に取り組んでください。

※添付のチェックリストはサンプルですので各 FA において作成される際にご参照ください。

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。

(1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）

- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) イベント等参加者全員のマスク着用

(3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守

(4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

(5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のFAは、以下の対応を行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者 や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- 健康チェックシート※を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱いに十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「[スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について](#)」を参照するとともに、政府が示す「[新しい生活様式](#)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら(1)～(9)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

3. 移動・宿泊

競技会やイベントの事業主体FA及びその参加者は、各イベント等の参加にあたり、移動や宿泊が発生する場合は以下の点に留意して対応してください。

(1) 移動

① 飛行機、新幹線

i. 飛行機

航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間であるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

ii. 新幹線

新幹線の車内も、6～8分ですべての空気が入れ替わるが、可能な限り座席の間隔を空けることやマスクの着用など感染対策は万全に行う

② バスによる長距離移動

i. バス会社への事前の依頼事項

- 事前に車内を消毒する
- 運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

ii. バス車内での社会的距離

- バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員50%まで）
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

iii. その他の注意事項

- バス内ではマスクを着用する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

③ 近距離の移動

i. 近距離の場合の参加者の移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する。尚、会場の駐車場利用については主管FAの指示に従うこと

ii. 移動に際して、以下の点に留意する

- マスクを着用する
- 長時間（2時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保を検討する
- 1時間につき3回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

④ 移動中の食事

i. 電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため、感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

ii. 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- 車内の換気に留意する
- 食事をする者以外は、マスクをする
- 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- 食事は、できるだけ短時間で済ませる

(2) 宿泊

実施する競技会やイベントにおける宿泊の可否については、事業主体FAが主体的に判断を行ってください。その上で宿泊を伴う場合は、事業主体FAは、イベント等に参加するチーム・団体・個人等に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 接触による感染リスクからの回避

- 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする
- i. 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
 - ii. 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
 - iii. 時間指定等により食事会場を参加者の団体の専用とすることができるか検討する
 - iv. 参加者が使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
 - v. 参加者の不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる
- ② 手指消毒液の設置
- 参加者が訪れる各所に手指消毒液を設置する
（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）
- ③ チーム・団体の行動規範
- i. 自室以外ではマスクを着用する
 - ii. エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
 - iii. ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない
- ④ 部屋割り
- i. 個室を基本に、可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、参加者の対策や体調管理を徹底する）
 - ii. 部屋の換気を良くする（温度21度、湿度50～60%が推奨される）
- ⑤ 食事
- i. 座席は、社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保し、向かい合わせの配席はしない
 - ii. 十分に広い部屋がない場合、グループを分けて食事時間をずらす
 - iii. 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
 - iv. 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けは食事終了後に行う
 - v. ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる
- ⑥ ミーティング
- i. 可能な限り、WEB会議システムの利用を検討する
 - ii. 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する
 - iii. 参加者は社会的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保して着席する

4. 事後対応

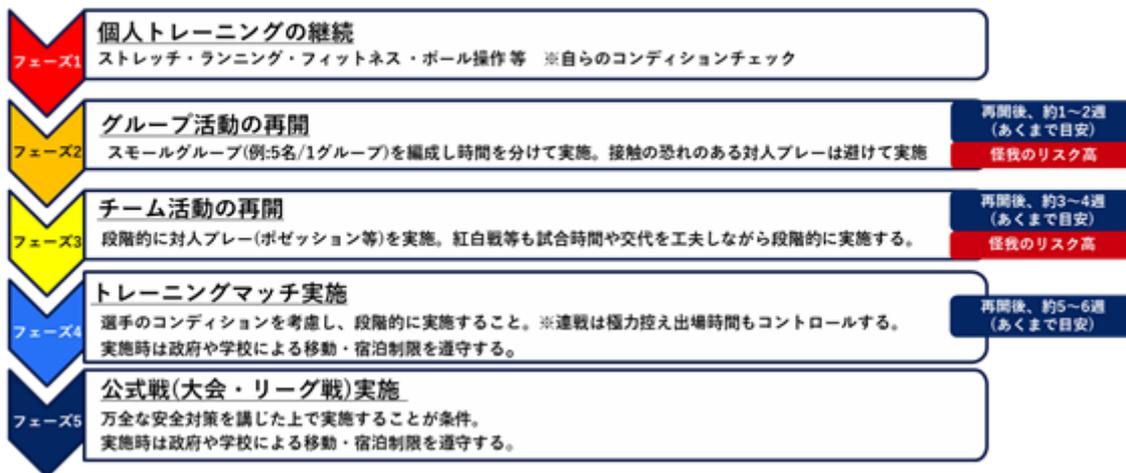
万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく必要があります。

2. 「段階的なトレーニング再開」のための留意点（コンディショニングの観点から）

＜各フェーズにおけるトレーニング及び活動内容＞

活動再開におけるタイムラインを5段階のフェーズに分類しました。
 ※以下のフェーズはあくまで選手の身体的負荷を考慮した参考情報となります。



＜段階的なトレーニング再開にあたっての基本情報＞

サッカーファミリーの
心と体の健康のために

フィジカルフィットネスプロジェクトより
指導者のみなさまへ

子どもたちは、思っている以上に活動自粛期間中の
運動不足により**基礎的な体力が低下**しています

【持久力】
マラソンのような持久力よりも
ダッシュ等を反復して繰り返す
ための回復能力が大きく低下!!

【筋力】
持久力ほどではないが
筋力も低下
体重増加の可能性もあり

サッカーに必要な体力
ダッシュ、ターン、キックなどを行う「筋力」
それらを繰り返せる「持久力(回復能力)」

自主トレ(ジョギング程度)だけでは、サッカーに必要な体力は**低下**

これらを「**段階的**」に高めないと「**ケガ**」につながる**可能性大**

【「**段階的**」に高めていく】

- トレーニング時間
- トレーニング強度
- トレーニング要素の種類

【**長期休み明けTRの注意点**】

- トレーニング時間の長さ
- トレーニング強度の高さ
- 急激な時間と強度の増加

- 早く体力を取り戻そうと**焦る必要は全くありません**
じっくりと時間をかけて子どもたちに**必要な体力**を戻しましょう
- 成長期なので個人のペースに合わせましょう。セット間、セッション間の**インターバル(休憩時間)**をしっかりと、**水分補給**などで回復してからトレーニングしましょう
- オフ明け後は、ケガのリスクが増大します
⇒ トレーニングのやり過ぎに注意して**段階的**に進めましょう!

ケガの予防についてはJFAホームページ内、11+もご参照ください

<https://www.jfa.jp/medical/11plus.html>

2020年5月



<段階的トレーニングの具体例 (U12~U15 年代) >

■ 段階的トレーニングの具体例(U-12~U-15年代向け)

項目	段階	U-12	U-15	速度	加・減速	内容	具体例
ランニング or ドリブルでも可 (個人)	I	1-2週	1-2週	ゆっくり	少ない	ベース走 ジョギングorドリブル	ピッチをジョギング (ドリブル)
	II	2-3週	2-3週	中程度	中程度	低強度 インターバル	50mをジョギング - 50mを80%ラン (ドリブル) (run with the ball)
	III	3-4週	4-5週	速く	多い	高強度 インターバル	ゴールライン-ペナルティエリア 2 往復シャトルラン (run with the ball)
サーキット 形式 (個人) (グループ)	I	1-2週	1-2週	ゆっくり	少ない	ゆっくり	ピッチに複数ステーション (ボールワーク) ステーション間の移動も全てゆっくりなペースで行う
	II	2-3週	2-3週	中程度	中程度	素早く&ジョグ	ピッチに複数ステーション (ボールワーク) ボールワークは全力で行い、ステーション間移動はジョギング
	III	3-4週	4-5週	速く	多い	素早く&ラン	ピッチに複数ステーション (ボールワーク&ジャンプ等) 各ステーションを全力で行い、ステーション間も素早く移動
サッカー トレーニング (グループ) (チーム)	I	1-2週	1-2週	ゆっくり	少ない	有酸素低強度	パス&コントロール 5分×3
	II	2-3週	2-3週	中程度	中程度	有酸素中強度	4v2 ポゼッション (4分 インターバル1分) × 3
	III	3-4週	4-5週	速く	多い	有酸素高強度	4v4 + 2 GK (WBOX) (2分 インターバル1分) × 5
サッカー トレーニング U-7~U-9 (個人) (グループ) (チーム)	I	1-2週		ゆっくり	少ない	ボールワーク系 > ゲーム形式 (鬼ごっこなど含む)	
	II	2-3週		中程度	中程度	ボールワーク系 ≒ ゲーム形式 (鬼ごっこなど含む)	
	III	3-4週		速く	多い	ボールワーク系 < ゲーム形式 (鬼ごっこなど含む)	
トレーニング 要素 (個人) (チーム)	I	1-2週	1-2週	ゆっくり	少ない	ボールワーク、ステップワーク	
	II	2-3週	2-3週	中程度	中程度	ボールワーク、ステップワーク、認知・リアクション (タッチ、ジャンプ、ストップ、ターン、コンタクト)	
	III	3-4週	4-5週	速く	多い	ボールワーク、ステップワーク、認知・リアクション、 タッチ、ジャンプ、ストップ、ターン、コンタクト	

※特にGKは、シュート練習を開始する際、基礎的な体力が回復し、GKのテクニクを十分にトレーニングしてから始めましょう！

【コンディションチェック】 毎週同じ条件 (速度・距離・時間) で心拍数をチェックすることが大切!!

例として…
3分間ランニング

1. 時速12kmで3分間のランニングを実施 (50mを6往復)
2. 運動直後、1分後の心拍数を計測
3. 運動直後の心拍数と1分後の心拍数の低下率を確認

【ケガ予防のエクササイズ】

- ・ 継続的に実施
- ・ 休み中のトレーニング
- ・ 休み明けのウォーミングアップ
など



ケガ予防のエクササイズについては
JFAより発行しております「育成年代のコンディショニングプログラム」をご参照ください

2020年5月



<段階的トレーニングの具体例（U18 年代）>

※これは無理にトレーニングを推奨するものではありません。「3密ではない」など
トレーニングが安全にできるすべての条件が揃ったときのトレーニング案です。

活動再開前

例1	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	ランニング 筋トレ・体幹	OFF	ランニング 筋トレ・体幹	OFF	ランニング 筋トレ・体幹	OFF	
例2	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	ランニング	筋トレ・体幹	OFF	ランニング	筋トレ・体幹	OFF	

活動再開後

【1週目】 トレーニング後しっかりとリカバリーさせる（1日おきのトレーニングを推奨）

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	有酸素性・低 筋トレ・体幹	OFF	有酸素性・中 筋トレ・体幹	OFF	有酸素性・中 筋トレ・体幹	OFF	OFF

⇒ 選手のコンディションの確認（個人・グループ中心）

【2週目】 選手の様子を見ながら徐々に強度を上げる（有酸素性サーキットやパスコン導入）

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	有酸素性・中 筋トレ・体幹	有酸素性・中	OFF	有酸素性・中 筋トレ・体幹	有酸素性・高	OFF	OFF

⇒ 選手のコンディションのレベルに合わせて行う（個人・グループ中心）

※特にGKは、シュート練習を開始する際、基礎的な体力が回復し、GKのテクニックを十分にトレーニングしてから始めましょう！

【3週目】 時間・セット数に注意しながら対人トレーニングを入れる

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	有酸素性・中 筋トレ・体幹	有酸素性・高 (対人)	有酸素性・低 リカバリー	スピード持久力 筋トレ・体幹	スピード	紅白戦 (時間限定)	OFF

⇒ 対人動作であるアクション&リアクションを入念に行う（グループ中心）

【4週目】 時間限定での練習試合

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	有酸素性・中 筋トレ・体幹	スピード持久力	有酸素性・低 リカバリー	スピード持久力 筋トレ・体幹	スピード	練習試合 (時間限定)	リカバリー

⇒ 練習試合の導入。理想はこの週をもう1週増やす。（グループ・チーム中心）

【5週目】 練習試合(フルタイム)の導入（バックアップ選手のケア）

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	OFF	スピード持久力 筋トレ・体幹	有酸素性・中	有酸素性・高 筋トレ・体幹	スピード	練習試合 45×4	リカバリー (練習試合)

⇒ 紅白戦、練習試合でゲーム体力を養う。理想はこの週をもう1週増やす。（チーム中心）

【6週目】 公式戦の最終準備

曜日	月	火	水	木	金	土	日
トレーニング	OFF	有酸素性・高 筋トレ・体幹	有酸素性・中	紅白戦 体幹	スピード	公式戦 45×2	リカバリー 練習試合

3. スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはもちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいはアルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する※1

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する※2

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりととり、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

3) マスクを着用できない場合は

周囲の人との距離を十分に空ける※3

スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望まれます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクを着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会)

熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原則として「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」としてまとめています。
<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01>



※2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは？ (スポーツ庁)

新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと (体調チェック)、2) 感染予防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまとめられています。
<https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf>



※3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること、2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること、3) スポーツを行っていない間についてはマスクを着用すること (スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを着用すること) などが定められています。
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は勧められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンドナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。



4. スポーツ活動の意義（JFA の理念・ビジョン・バリュー）

新型コロナウイルスの影響下で活動が制限されていますが、活動の意義をもう一度確認しましょう。

【JFA の理念】

心身の健全な発達

【JFA のバリュー】

エンジョイ:スポーツの楽しさと

喜びを原点とすること

**この時期だからこそ、
スポーツ活動をする喜びや大切さがあります。
スポーツを楽しみ、喜びを感じ、心身の健全な
発展につなげましょう！**



新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き

本手引きは、JFA 主催の国内競技会（全国大会等）を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染症対策の詳細な部分を想定して設定しています。

競技会・試合運営に携わる皆様に本手引きの内容を理解していただき、主管 FA、参加チーム、審判員を中心に連携をはかりながら、円滑な運営につなげていただき、試合成立へ向けてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 事前の対応

主管 FA は、会場において感染対策の準備を行うとともに、参加チーム、審判員、メディア等に対し感染防止のために遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。

(1) 感染対策責任者の設置

主管 FA 及び参加チームは、事前、試合日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築するため、それぞれ感染対策責任者を設置する。

-1. 感染対策責任者の主な作業内容

主管 FA 及び参加チームの感染対策責任者の主な作業は以下のとおりとし、感染対策が実行されているかを確認し、改善を要する場合、その旨指示する。

主管 FA	<ul style="list-style-type: none">① 競技会運営における感染対策の立案、必要に応じてチェックシートの見直し② 競技会運営関係者および参加チーム、メディア等への感染対策計画の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか適宜巡回し確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・チーム、審判団の体温を記入したものを管理・その他関係者の体温を記入したものを管理・体温計の管理（動作等）⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・機器の管理、指導、作業チェック(サーモグラフィー、非接触体温計等の備品管理やスタッフの配置等)
参加チーム	<ul style="list-style-type: none">① 移動、競技会期間中における感染対策の立案② 選手、チーム役員、その他関係者への感染対策の周知③ 手指消毒液設置の確認<ul style="list-style-type: none">・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか確認する④ 関係者の体調管理の把握<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員の体温を記入したものを管理、提出⑤ 入場ゲートにおいて<ul style="list-style-type: none">・選手、チーム役員全員の体温測定協力⑥ 換気の励行<ul style="list-style-type: none">・移動、控室、ミーティングルームでの換気

-3. 健康チェックシート

以下事項を記載した健康チェックシートを回収し、健康状態について問題のないことを確認する。

- ① 氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号、Eメールアドレス）
 - ・ 個人情報の取扱いに十分注意する
- ② 競技会または試合開催 2 週間前から当日までの体温
- ③ 競技会または試合前 2 週間における以下の事項の有無
 - ・ 平熱を超える発熱
 - ・ 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・ 臭覚や味覚の異常
 - ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

-4. 参加可能な健康状態について

競技会 または 試合開催 2 週間前から当日までの健康状態において 発症 及び 症状消失の状況が認められた場合、以下①および②の両方の条件を満たす状況であれば出場、参加が認められる。

- ① 発症後に少なくとも 8 日が経過している
 - ② 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日間経過している
 - *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤
 - **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
- ※8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと
 ※3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

尚、上記に該当しない場合であっても PCR 検査または同等の検査(Smart Amp 法検査等)により陰性が確認されれば、参加可能とする。

対象者への対応は以下のとおりとし、上記に該当しない場合は、各感染対策責任者が対応し、参加を自粛させ、最終的に主管 FA 感染対策責任者が情報を把握する。

- 選手、チーム役員：当該チーム感染対策責任者
 運営スタッフ、メディア：主管 FA 感染対策責任者

期間計算のイメージ図



〔ケース〕



-5. 乳幼児のマスク着用の考え方

日本小児科学会の見解（乳幼児のマスク着用の考え方）

- ① 乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子どもでは、気をつけましょう
- ② 乳幼児は、自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しく、自分でマスクを外すことも困難です
- ③ また、正しくマスクを着用することが難しいため、感染の広がりを予防する効果はあまり期待できません
- ④ むしろ、次のようなマスクによる危険性が考えられます
 - ・呼吸が苦しくなり、窒息の危険がある
 - ・嘔吐した場合にも、窒息する可能性がある
 - ・熱がこもり、熱中症のリスクが高まる
 - ・顔色、呼吸の状態など体調異変の発見が遅れる

特に、2歳未満の子どもではこのような危険性が高まると考えます。子どもがマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意することが必要です。感染の広がり予防はマスク着用だけではありませんので、保護者ととも集団との3密を避け、人との社会的距離を保つことも大切なことです。

(3) チームの移動

参加チームは、以下の点に留意して対応してください。

また、JFA、主管FAは、以下の点に留意して対応します。

-1. 飛行機、新幹線

- ① 考え方

- ・チームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動により感染対策を万全にする

② 航空機

- ・航空機内は、空気が約 3 分で、すべて入れ替わる換気のよい空間です
- ・当面、機内での距離をとった配席運用になるとされています

③ 新幹線

- ・新幹線の車内も、6～8 分ですべての空気が入れ替わる

-2. バスによる長距離移動

① バス会社への事前の依頼事項

- ・事前に車内を消毒する
- ・運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する

② バス車内での社会的距離

- ・バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける（目安：定員 50% まで）
- ・長時間（2 時間以上等）移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する

③ その他の注意事項

- ・バス内ではマスクを着用する
- ・1 時間につき 3 回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
- ・サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

-3. 近距離の移動

- #### ① チームの移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する 尚、会場の駐車場利用については主管 FA の指示に従うこと

② 移動に際して、以下の点に留意する

- ・マスクを着用する
- ・長時間（2 時間以上等）移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）の確保を検討する
- ・1 時間につき 3 回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

-4. 移動中の食事

- #### ① 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。

- ・理由は、電車又はバスの車内は手狭であり、食事の際、マスクを外すことになるため

- #### ② 移動中に食事をとらざるを得ない場合、以下例のとおり感染防止に十分配慮する。

- ・車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- ・車内の換気に留意する
- ・食事をする者以外は、マスクをする
- ・食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）

- ・食事は、できるだけ短時間で済ませる

(4) チームの宿泊

参加チームは、感染リスクを回避するため以下の点に留意して対応します。

また、JFA、主管 FA は、必要に応じて以下の点に留意して対応します。

-1. 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- ① 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ② 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- ③ 食事会場をチーム専用とすることができるか検討する
- ④ チームが使用する部屋は事前に消毒、換気する（宿泊施設への依頼）
- ⑤ チームの不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

-2. 手指消毒液の設置

チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する

（食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下（フロア等を専有する場合）、その他）

-3. チームの行動規範

- ① 自室以外ではマスクを着用する
- ② エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- ③ ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

-4. 部屋割り

- ① 可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する（対応できない場合は、選手同士の体調管理を徹底する）
- ② 部屋の換気を良くする（温度 21 度、湿度 50～60%が推奨される）

-5. マッサージルーム

- ① 室内を混雑させないように留意し、換気を良くする
- ② 順番が来るまで室内に立ち入らない
- ③ マスク、手袋等を用いて、感染を予防する
- ④ トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防対策をとった上で対応する
- ⑤ 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）をしっかり行う

-6. 食事

- ① 選手の席は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保し、向かい合わせの配席はしない

- ② 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
- ③ 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- ④ 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けはチームが退出した後に行う
- ⑤ ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

-7. ミーティング

- ① 試合前を除き可能な限り、WEB 会議システムの利用を検討する
- ② 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する
- ③ 監督、コーチ、選手が、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保して着席する

(5) 会議・セレモニーの計画

感染防止のため、競技会開催にあたり付帯して行われる以下の会議やセレモニーの実施方法を検討する。

-1. 監督会議／代表者会議

監督会議、代表者会議を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。

- ① 3 密を避けるため、原則として WEB 会議システムにて開催する
- ② WEB 会議システムでの開催が難しい場合は、参加チームへの連絡事項・注意事項等をメールで展開するなど、大勢の人数が一堂に会して 3 密にならないよう工夫する
- ③ ユニフォーム決定は、競技会開催前に参加チームよりユニフォーム写真を提出してもらい、その試合で着用する正副いずれか一方を JFA が事前に決定して参加チームに通知する

-2. 開会式

開会式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① WEB 会議システムにて開催する
- ② 屋外、フィールド等にて行い、簡略化して行う
- ③ 登壇者、運営スタッフは、マスクを着用する
- ④ 握手は行わない
- ⑤ 集合写真の撮影は行わない

-3. 表彰式

表彰式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① トロフィーは表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離（2m 以上）を置いて立ち、授与のみ行う（フォトセッションは行わない）
- ② 賞状は表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離（2m 以上）を置いて立ち、読み上げをせずに、授与のみ行う（フォトセッションは行わない）

- ③ メダル掛けは行わない（セレモニーとは別に一括してチームへ渡す）
- ④ 表彰プレゼンター、運営スタッフは、マスクを着用する
- ⑤ 握手は行わない

※プランを立てておいて、その時の情勢を見て判断する

2. 会場管理における感染対策

(1) 試合の開催方法

感染対策により安全に試合を行うには、以下 2 つの方法があります。

-1. 無観客試合（リモートマッチ）

無観客試合（リモートマッチ）は、来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-2. 制限付きの試合（無料試合又は有料試合）

政府方針や自治体のガイドラインに従い、イベント開催規制が緩和されれば、一般の来場者、ファン・サポーターに対して一部の制限付きにより観戦機会を提供することも可能になります。
以下項目の実行が難しい場合は、開催地自治体において集会、イベントの開催許可された状況下にあっても、無観客試合（リモートマッチ）の開催を検討します。

(2) 3つのゾーン分け

会場内を 3 つのゾーンに分け、以下の目的により互いの接触を避ける動線管理を行います。

- ① できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
- ② ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
- ③ とくに選手、チームスタッフと接触する可能性を最小化する

ゾーン 1	競技関連	・ピッチ及びピッチ周辺(テクニカルエリアを含む) ・選手入場口 ・選手及び審判員の更衣室
ゾーン 2	運営・メディア関連	・運営諸室 ・記者席を含むメディアスタンド
ゾーン 3	スタジアム外縁を含む来場者エリア（指定管理エリア）	

(3) 無観客試合（リモートマッチ）

来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-1. ゾーン毎の動線管理

会場規模、来場者数を予測して対応する。

- ① ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- ② とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する
※チーム、審判員、メディア及び関係者、それぞれの動線を分散させることにより、1カ所に集中することによる密集・密接を避け、感染リスクを回避する

-2. 無観客試合（リモートマッチ）に来場できる方

ゾーン毎の来場者の人数を減らし、特に「ゾーン 1：競技関連」への来場者を限定する

1	両チーム 選手、チーム役員	12	警備員、係員
2	審判員	13	TV 中継関係者
3	マッチコミッショナー	14	JFA・両チームオフィシャルカメラマン
4	審判アセッサー	15	メディア（ペン記者、カメラ、ENG）
5	主管 FA スタッフ	16	他チームのスカウティングスタッフ
6	ボールパーソン	17	スカウティング映像制作会社
7	担架要員	18	ドーピング検査スタッフ
8	記録要員	19	警察・消防
9	演出・進行スタッフ	20	会場関係者(グラウンドキーパー等)
10	大型映像装置オペレーター	21	運営会社（看板、装飾等）
11	会場ドクター/看護師		

但し、上記以外の試合運営上の役割がある場合に限り、試合の1週間前までに主管FAに届けることとする

-3. 無観客試合（リモートマッチ）への来場をご遠慮いただく方

22	ファン・サポーター	26	選手、関係者の家族
23	来賓	27	選手仲介人、代理人、マネジメント会社
24	協賛社、スポンサー企業	28	その他、上記の計画に規定されていない人
25	マスコット		

但し、チームベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

※ 選手等の家族については、主催者の判断により感染予防対策を遵守した上でゾーン 3 に入り観戦することは認められる、特に第 2 種以下の大会では選手等の家族の観戦を検討する

-4. JFA 役職員の立会、視察

JFA 役職員は、状況に応じて立会、視察することができる。事前集約の上、試合の 1 週間前を目途に JFA より主管 FA へ連絡する。

-5. 会場外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

① ファン・サポーターへの事前告知

- ※ スタジアムまたはその周辺に来場しない
- ※ できるだけ家にとどまって、テレビ・ネット等を通じて応援する
- ※ 友人と一緒にテレビ・ネット観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして社会的距離を確保する
- ※ 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられる

- ② 上記の観点より無観客試合においては、ファン・サポーターの皆様が自主的に作成された横断幕の会場内外への掲出をすることはできません
- ③ 主管 FA は、告知および調整にあたり、チームに協力を要請して対応する。

(4) 制限付きの試合

政府の方針や自治体のガイドラインが緩和され一部の制限が解除されている場合には、以下のとおり制限付きの設定をします。

-1. 観客への制限

① 無料・有料共通

- ・ 政府方針に則り運用する
※今後、感染状況により変更になる可能性があります。
- ・ 客席は、周囲との間隔として、1 席程度（前後左右）空ける
- ・ 9 月 19 日から 11 月末まで、感染対策上の要件を満たすことで、5,000 人を超え入場可能数の 50%までの入場者が可能となる（前項の政府資料を参照）
但し入場可能数が 17,000 人以上のスタジアムは 30%程度からの段階的な緩和に努める
- ・ 席割（ブロック）は、主管 FA が立案し、JFA が承認する
- ・ 主管 FA は、上記開催条件につき、あらかじめ施設（開催地自治体）の了解を得る
- ・ 会場収容人数の制限数には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める
- ・ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする
- ・ 総合案内所は、感染対策をした上で設置可とする
（フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートの設置等については主管 FA 判断）
- ・ 入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる
（体温が 37.5 度以上の場合は入場をお断りする）
- ・ 保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）にあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供に協力するため、個人情報の管理を徹底した上で、観客の個人情報（氏名、電話番号等）、スタンドエリア内の観戦位置の情報提供の協力を求める

② 無料入場

- ・ 感染者が来場したことが発覚した場合を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す

③ 有料入場

- ・ 感染者の中から試合観戦後に陽性反応者が発生した場合を想定し、保健所の積極的疫学調査（感染経路の聞き取り調査）に協力するため、指定席はチケット半券を保管するように案内する、また、自由席（ゾーン内自由席含む）は来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す
- ・ 当日券は、オンライン販売のみとする。会場販売、店舗（コンビニ）等での直販は行わない
- ・ 体温計測により 37.5 度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、同意を得た上で購入に進む手順をとる

-2. ゾーン毎の動線管理

- ① 上限人数は設けない
- ② 「ゾーン 1：競技関連」への来場者は 最小限になるようにする

-3. 「ゾーン 1：競技関連エリア」へのアクセス制限

「ゾーン 1：競技関連エリア」へのアクセスをご遠慮いただく方

26	選手、関係者の家族
27	選手仲介人、代理人、マネジメント会社
28	サプライヤー

-4. JFA 役職員等の立会、視察

- ① JFA 役職員等は、状況に応じて立会、視察することができる。
- ② 事前集約の上、試合の 1 週間前を目途に JFA より主管 FA へ連絡する。

-5. 応援スタイルについて

感染対策のため、ファン・サポーターのご理解とご協力が必要となります。

- ① 容認される行為は以下の通りです
 - ・ 横断幕掲出 ※掲出の際、密にならないよう十分配慮してください
 - ・ 拍手、手拍子
 - ・ タオルマフラー、ゲートフラッグ等を掲げる
- ② 禁止される行為は以下の通りです
 - ・ 声を出す応援
(禁止理由：飛沫感染につながるため)
例：指笛・チャント・ブーイング、トラメガ・メガホン・トランペット など道具・楽器の使用
 - ・ 太鼓・メガホン等の鳴り物
(禁止理由：鳴り物に合わせて声を出してしまうリスクがあるため)
 - ・ 大旗を含むフラッグを振る
(禁止理由：接触リスクがあり、フラッグが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため)
 - ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す
(禁止理由：接触リスクがあり、タオルが飛沫等で汚染され飛散するリスクがあるため)
 - ・ 人と接触する応援
(禁止理由：接触感染につながるため)
例：ハイタッチ・肩組みなど
 - ・ 「密」を作る応援
(禁止理由：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため)
例：お客様がいる席での ビッグフラッグの掲出
※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

-6. 観客、ファン・サポーターへの事前のご案内

- ① 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください

- ・体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください
 - ③ 会場ではマスクを着用してください
 - ④ 会場でのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください
 - ⑤ 熱中症対策でマスクを外す場合は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)、咳エチケットにご配慮ください
 - ⑥ マスク着用を義務付けない例外は以下のとおりとします
 - ・乳幼児：着用しないことが望ましい（保護者の判断による）
 - ・上記除く未就学児：着用するかしないかは保護者の判断による
 - ⑦ 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください
 - ⑧ 会場では、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保するようにしてください(入退場時、トイレの列など)
 - ⑨ 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします
（間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等）
 - ⑩ スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください
 - ⑪ アルコール飲料の持ち込みは禁止とさせていただきます
 - ⑫ 保健所の積極的疫学調査にあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供に協力するため、個人情報の管理を徹底した上で、観客の個人情報（氏名、電話番号等）、スタンドエリア内の観戦位置の情報提供に協力してください

(5) チケットिंग

制限付きの試合開催の期間は、政府方針に則り以下の通りに計画して下さい。

- ① 周囲との間隔 1 席程度あける
- ② 9 月 19 日から 11 月末まで、感染対策上の要件を満たすことで、5,000 人を超え入場可能数の 50%までの入場者が可能となる（前項の政府資料を参照）
但し入場可能数が 17,000 人以上のスタジアムは 30%程度からの段階的な緩和に努める
- ③ 席割は主管 FA が立案し、JFA が承認のうえ決定する
- ④ 来訪チーム応援席は設置する
 - ※ 主管 FA は上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る
 - ※ 会場収容人数には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める
 - ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準拠することを条件に設置可とする
 - ※ 総合案内所：感染対策（マスク着用義務、フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートについては主管 FA 判断）をした上で設置可とする

- ※ 37.5 度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、同意を得た上で、購入に進む手順を取ることとする

(6) 会場管理

-1. 会場の衛生管理

- ① 手指消毒液
 - ・使用するすべての部屋または各フロアの動線上に手指消毒液を設置する
- ② 石鹼
 - ・トイレの手洗い場には、石鹼（液状ポンプ型が望ましい）を用意する
- ③ ペーパータオル
 - ・ペーパータオルの設置は主管 FA の判断として、設置する場合はゴミ回収等の衛生面に注意する
- ④ チームエリアの消毒
 - ・換気を十分に行い、机、イス、ドアノブ等を可能な限り消毒する
- ⑤ ドアの開放
 - ・ドアノブに触れる頻度を下げするため、ドアはできるだけ開けたままとする

-2. 来場者の入退場管理（関係者）

- ① 検温ポイント
 - ・会場の管理エリアの入口を極力 1 箇所に限定し、チェック要員を配置し検温チェックを徹底する
 - ・検温し、37.5 度未満の場合は入場することができる（37.5 度以上の場合、入場をお断りする）
 - ・再入場の際も検温する（検温済みの方を識別する方法を工夫する）
- ② すべての入口に手指消毒液を設置する
- ③ 来場者名簿を利用して、来場時刻、退場時刻を管理する

-3. 観客の入退場管理

- ① 待機列が「密」にならないよう工夫する
 - 例：ブロック毎に入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ
- ② 入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる
 - ※ 体温が 37.5 度以上の場合、別箇所へ移動していただき、再度検温し、37.5 度以上の場合、入場をお断りする
 - ※ 再入場の際も検温する（検温済みの方を識別する方法を工夫する）
 - ※ 入場をお断りするお客様の連絡先を把握する
- ③ 入口に手指消毒液を設置する

- ④ 手荷物検査を行う場合は、お客様ご自身に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には直接触らない
- ⑤ 保健所の 積極的疫学調査 を行うにあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報提供するため、また、陽性反応者との接触機会を告知し、更なる感染拡大防止につなげるため、観客の中から陽性反応者が確認された場合の対応を考慮し、以下の通りとする
 - ・観客の個人情報（氏名、メールアドレス、電話番号）を把握する
 - ・観客見込みを想定し、定員管理できるよう開放するスタンドエリアを管理する
 - ・スタンドエリア内の観戦位置を把握するため、位置がわかるように明示する（既存の席番、ゲート・ブロック位置、表示のない場合にブロック表示を設定）
 - ・氏名などの個人情報は非公開とした上で、陽性反応者の観戦位置を公表する
 - ・実施方法：スマートフォンのアプリ等により観客の個人情報を提供していただく
 - ・条件：もしも、来場者の中から陽性反応者が確認された場合に以下 A～B の対応をするため、観客の個人情報を提供していただいた上で、観戦していただく。（事前告知 および 入場口等に掲示）
 - A：氏名などの個人情報は非公開とした上で感染者の観戦位置を公表するとともに、観客に対しメールにて情報提供する
 - B：迅速に積極的疫学調査を行うため、保健所等の公的機関に個人情報を提供する
- ⑥ ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらおう
- ⑦ 飲料の移し替え(実施する場合) は、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する
- ⑧ お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消毒をしたスタッフが配布する

-4. 場内放送、大型映像装置の運用

- ① 操作室に 3 密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
 - ・操作室では必ずマスクを着用する
- ② 告知の実施については、通常通り実施する。また、新型コロナウイルス感染症対応に関する注意・お願い告知を随時行う

-5. 場内／場外売店

- ① リモートマッチの場合
 - ・場内／場外売店は設置しない
- ② 制限付き試合の場合
 - ・飲食販売は容認される（ただし、アルコール販売は状況により判断する）
 - ・グッズの販売は容認される
 - ・販売員は、マスク、手袋を着用する

-6. 場内／場外イベント

- ① リモートマッチの場合

- ・ 場内／場外イベントは実施しない

② 制限付き試合の場合

- ・ イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること
- ・ 触れ合うことによる感染リスクが伴うマスコットの場外またはコンコースでのグリーティング、サイン会などは実施しない
- ・ チラシ等を配布する場合、配布要員はマスク・手袋を着用し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って行う（任意により、フェイスシールドを着用し、飛沫感染を防止する）

-7. 喫煙所

- ・ 原則、喫煙所は、設置しない

-8. スタジアム内外の掲出及び装飾

① リモートマッチの場合

- ・ JFA が指定する大会タイトルバナー、スポンサー看板、スポンサーバナー等を掲出することができる
- ・ ファン・サポーターによる横断幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の観点から、クラブが預かって掲出することを含めて、行わないこととする

② 制限付き試合の場合

通常の試合通り設置可能

-9. 退場時

「密」にならないよう工夫する。 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

(7) 会場の諸室環境

主管 FA は、以下の点に留意して会場を設営します。

これらを実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。マスクの着用等により自己防衛をした上で競技会に参加してください。

また、各諸室の窓、ドアの開放、運営関係者及びチーム関係者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まりますので、こまめな水分補給を心掛けましょう。

-1. 諸室

運営諸室において、以下のとおり設定する。

- ① 各部屋に手指消毒液を設置する
- ② 全てのドア及び窓を開け、3密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ
- ③ ドリンクを冷やすためのドブ漬けは使用しない
- ④ 座席を設置する際に前後左右 1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する
- ⑤ 喫煙所は設けない

-2. 手洗い場所

関係者、参加チームの選手・スタッフ、マッチオフィシャルが競技会の際に手洗いをこまめに行えるよう、以下のとおり設定する。

- ① 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- ④ 手指消毒液を設置する

-3. トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、以下のとおり設定する。

- ① 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ② 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する
- ③ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。）
- ⑤ 手指消毒液を設置する

-4. ロッカールーム

ロッカールームは 3密が揃い、感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる

- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子、マッサージベッド等）については消毒する
- ④ 一日に同会場で複数試合を行う場合は、試合終了毎に消毒する
- ⑤ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑥ チームの注意事項
 - ・選手及びスタッフはマスクを着用し、会話を最小限に留める
 - ・選手及びスタッフはロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する
 - ・選手及びスタッフはシャワーを交代で使用し、密集を避ける

-5. 審判控室

審判控室について、以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける
- ② ゆとりの確保が難しい場合は、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する
- ④ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑤ 審判員の注意事項
 - ・審判員はマスクを着用し、会話を最小限に留める
 - ・審判員は審判控室の滞在時間を短くするため着替えに限定する
 - ・審判員はシャワーを交代で使用し、密集を避ける
 - ・審判員同士のミーティングは会場で3密とならないスペース等を探して実施する

(8) 試合会場の設営、撤去

-1. 試合日以外に設営作業を行う場合

- ① 作業開始前に体温を測定する
- ② 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
- ③ 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する
 - ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行う
- ④ 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

-2. 撤収作業

- ① 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

-3. ゴミの廃棄方法

- ① ゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用する
- ② ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄する
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する

3. 競技運営における感染対策

(1) 参加チーム、審判員、及び競技

-1. スタジアムへの到着

- ① 両チームは、競技会規定の指定時刻までに会場に到着する
- ② 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

-2. 試合当日の体温測定

参加チーム及び審判員は、以下のとおり対応する。

経過	参加チーム(選手・チーム役員)	審判員
① 毎日の定時の検温	変わらず実施する	変わらず実施する
② 当日の検温	会場到着以前にチーム全員の体温を測定する	会場到着時に入場口の検温所で検温する
③ 37.5℃以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該者は、会場に来場しない ・ もしも、会場へ向かっている間に発熱した場合は、タクシー等で、自宅またはホテルに戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の管理エリア内に入ることはできない
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加チームの感染対策責任者は、主管 FA の感染対策責任者と情報共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検温所の担当スタッフは、主管 FA の感染対策責任者と情報共有する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管 FA の感染対策責任者は、マッチコミッショナーに報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管 FA の感染対策責任者は、マッチコミッショナーに報告する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

-3. 参加チーム及び審判員全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する。

-4. 更衣室（参加チーム及び審判）

- ① 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
 - ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えて分ける等）
 - ・ 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする
- ② 更衣室の滞在時間を、できるだけ短時間に減らす（目安：各自 30～40 分）
- ③ 更衣室内では、必ずマスクを着用する

- ④ タオル、飲水ボトル等は、個別利用することとし、共用しない
 また、クーラーボックス（クーラーバッグ等を含む）を使用して飲水ボトル・氷を保冷する場合は、本体、飲水ボトル、冷却水等に触れることによる接触感染リスクが高まることから、以下のとおり徹底する。
- ・健康チェックシートにより体調管理した担当者を特定し、クーラーボックスおよび飲水ボトル・氷等に触れる前に手指消毒、手洗いを十分に行い、管理する
 - ・管理担当者以外の不特定多数の人が、クーラーボックス本体およびその中の飲水ボトルや氷に直接触れない
 - ・飲料の受渡しについては、クーラーボックスの外に出し、取りやすい状態に並べて各自がとっていく（不特定多数の人が同一の飲水ボトル等に触れないようにする）
 - ・口を付けフタを開封した飲水ボトル等をクーラーボックスに戻すことは、絶対にしない
- ⑤ シャワーは、一基ずつ間隔を空けて使用することを原則とする
- ⑥ 人数が多い時は、時間帯をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
- ⑦ アイスバスは対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。
- ※ 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないように注意する
 - ※ 定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する
 - ※ 風呂水専用塩素剤等の使用も検討する
- ⑧ サウナの使用は禁止する

-5. 選手の治療、マッサージ

- ① トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など感染対策をとった上で対応する
- ② 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
- ③ チームドクターや会場ドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、感染対策（マスク・手袋の着用）を行う

-6. 競技用具、備品の消毒

- ① 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
- ② ボールは、ハーフタイムにも消毒する

-7. ボールパーソン、担架要員

- ① 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、大人が担当するように検討する
 - ・ボールパーソンの人数をできるだけ少なくする方法を検討する
- ② マスク・手袋の着用
 - ・マスク・手袋を着用し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- ③ フェイスシールド
 - ・フェイスシールドは主管 FA 判断により着用することができる

-8. フィールドインスペクション

マッチコミッショナー、主管 FA、審判員は、マスクを着用し 3 密を避けて社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って短時間に行う

-8. マッチコーディネーションミーティング

3 密を避けるため、通常のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない。

但し、マッチコミッショナー、主管 FA、両チーム運営担当、審判員は、3 密を避けて、短時間に個別の簡単な打合せを行うことができる。

主管 FA は、マッチコミッショナー、両チーム運営担当、審判員に対し、試合運営の留意すべき事項を書面にまとめて事前に伝達する。

〔主な感染対策確認内容〕

- ・ 試合前、試合後に相手チーム、審判団との握手は実施しない
- ・ 両チームベンチへの挨拶を実施しない
- ・ エスコートキッズは実施しない
- ・ 倒れた選手に手を貸さない
- ・ 得点時にハイタッチ、抱擁を行わない
- ・ 口に含んだ水を吐かない
- ・ ボトルを共用しない
- ・ 水・氷を溜めたクーラーボックスを共用しない
- ・ タオルを共用しない
- ・ ピッチ上で密集密接（手をつなぐ、肩を組む）となる円陣は行わない
- ・ 尚、密集、密接にならずに社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って円になって集まることは認められる
- ・ ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも互いの距離についてしっかりと配慮する
- ・ ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐く、手鼻をかむなどの行為を行わない
- ・ ベンチではマスクを着用し、会話を控える

-9. 試合開始前のウォーミングアップ

① 室内練習場等でのウォーミングアップ

- ・ 選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
- ・ 換気に留意する

② ピッチ上でのウォーミングアップ

- ・ 選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
- ・ 審判員はマスクをしなくてよい

③ スタンドへのボールやプレゼントの投げ込むような行為をすることはできない

-10. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

- ① 各チームの更衣室前（通路が狭い場合は屋外で実施）で副審が実施。
- ② 副審はマスクを着用

-11. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

- ① 選手集合スペース

- ・選手集合スペースは、チームごと別々に設定し、チーム選手、審判員等が社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、密にならないスペースを確保する
- ② 入場動線、入場順
 - ・入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判員はそれぞれに入場する
 - ・同一の動線となる場合は、審判、チーム A、チーム B の順に別々に入場する
- ③ リスペクト旗の入場及びエスコートキッズは行わない
- ④ マスコットの入場、子供を抱っこしての入場も不可
- ⑤ 握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は行わない
- ⑥ チームの集合写真撮影は認められる、但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと
- ⑦ コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する、但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つこと
- ⑧ ピッチ上で密集密接（手をつなぐ、肩を組む）となる円陣を組むことは行わない
尚、密集、密接にならずに社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って円になって集まることは認められる

-12. スポンサーの露出

- ① 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
- ② 会場への来場者増につながらず、かつ社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ演出は容認される

-13. チームベンチ

- ① 1 席空けて座る
- ② 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応する
または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機を設定する
- ③ 一日複数の試合が行われる場合は、入れ替え時に消毒液でベンチシートなどを拭き取る
- ④ ベンチの選手及びチーム役員は、マスクを着用する
但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
競技中については、プレー及びアップ時以外はマスク着用とする
- ⑤ 不要な会話・接触は控える
 - ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）
 - ・高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクを外してよい
- ⑥ ベンチの選手及びチームスタッフはマスクを着用する
 - ・チーム役員が、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

-14. 試合中の飲水

- ① 原則飲水ボトルの共用を避ける
 - ・たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
 - ・ペットボトルでのピッチレベル設置使用可（但し、スクイズボトルタイプのキャップに交換する）但し、使用したペットボトルは必ず破棄すること
- ② 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される
但し、スポンジで顔を拭うことは行わない
- ③ 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、絶対に避ける

-15. 飲水タイム

- ① 飲水ボトルの共用を避けることから、十分な水分補給の機会が見込めないため、W B G T の数値に関係なく飲水タイムを設定し、パフォーマンス向上につなげる
尚、飲水ボトルの共用を避ける措置が可能であれば、主催者の判断により飲水タイムを設けずに対応することもできる
- ② 「熱中症対策ガイドライン」に基づき、W B G T の数値が条件に達した場合は、Cooling Break を実施する

-16. ゴールセレブレーション

- ① 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

-17. ハーフタイム

- ① 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- ②グラウンドの補修は、通常と同様に実施される
- ③ ボールを消毒する

-18. 試合終了時のセレモニー

両チーム 及び 審判員はピッチ中央に集まる。

但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する。

- ① チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保すること
 - ・握手、ハイタッチ、抱擁は行わない
 - ・選手、チームスタッフ、審判員は、各自で更衣室に戻る
- ② その他注意事項
 - ・試合後のスタンド内に選手・スタッフが上がったのセレモニーは禁止
 - ・入場ゲート周辺での見送りセレモニーについても禁止

-19. ドーピングコントロール

- ・検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する
- ・検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する

- ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する
- ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う
- ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する

※関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）公式 WEB サイト

<https://www.playtruejapan.org/topics/2020/000453.html>

(2) 来賓対応

-1. 来賓全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する

-2. 主管 FA は予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる

- ① 来場時刻、退場時刻を記録する
- ② 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく

-3. ケータリング

- ① ビュッフェ式の食事提供は行わない
- ② 食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする
- ② ドリンク提供（アルコールは除く）はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する
- ③ アルコールの提供は、社会的状況を鑑みて判断する

-4. 貸し出し物

- ① ブランケット等の貸し出しは行わない

(3) メディア対応

試合を取材するメディアに対しても、事前に感染対策を周知し、次に記載されている内容を遵守するように伝えます。

-1. メディア全員に求められること

[感染対策ルール](#) を遵守する

-2. 試合取材における必須事項

競技会・試合の取材申請を事前に締め切ることにより、取材者の人数調整が可能となり、試合会場の設備に合わせて、3密を避けることにより、感染リスクを下げることができます。

- ① すべてのメディアが JFA への事前申請を必須とする
- ② 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可されたメディアのみ会場内での取材を可とする
- ③ メディアは、健康チェックシートに必要事項を記入し提出する
- ④ 受付時の検温により体温が 37.5 度以上の方、体調不良者は、取材活動をお断りする

-3. 会場内の対応について

- ① メディア入口、メディア動線は、チーム・審判と完全に分け、接触がないようにする
- ② スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする
 - ・ 記者 フォトグラファー／ENG クルー（試合開始 60 分前～）
- ③ 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動し、控室の使用をすることはできない（控室はフォトグラファー／ENG クルーの荷物置き場がない場合にのみ使用、デスクワークや滞在は避ける）
- ④ 会場内では、上記留意点を必ず心がける

-4. 記者席での取材活動

- ① 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう
 - ・ 隣の記者との間隔は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を空けて着席する
 - ・ 主管 FA 広報担当者は、各メディアの座席位置を指定し把握する

-5. ピッチレベルでの撮影（取材活動）

- ① ピッチレベルの撮影位置は、両ゴール裏エリアのみとする。
 - ・ 撮影位置の間隔は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を空けて設置し、各メディアの位置を把握する
 - ・ 撮影者(フォトグラファー、ENG クルー)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることはできない
- ② 試合前の入場セレモニー等の撮影は、JFA 公式フォトグラファー／ENG（オフィシャルビブス着用者）及び当日の中継局のみ撮影を許可される
- ③ 試合中に決められた撮影位置からの移動は禁止する（ウォーミングアップ含む）

-6. 試合終了後の対応

- ① 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 会議システムにて実施する
- ② WEB 会議システムが困難な場合、以下の通りの対応とする
 - ・ 監督・選手、メディア関係者は常時マスクを着用し、不必要な会話を控える
 - ・ 監督・選手とメディアが交わらないよう、かならずエリアをプラ柵・テープなどで仕切る
 - ・ 監督・選手とメディアの距離は 2m 以上取る。取材者同士も最低 1m の間隔を保つ
 - ・ 最小限での対応とするため、記者 1 名、テレビ局 1 名が代表質問を行い、コメント・素材はメディア関係者同士で共有する
 - ・ フォトグラファーは試合終了後の対応エリアに入らない
 - ・ できるだけ換気の良い場所で取材を行う
 - ・ できるだけ短い時間で取材を終える
- ③ すべてのメディアは、試合終了後 1 時間以内を目途に会場から退出する

4. 事後対応

競技会終了後、以下の通り対応します。

-1. 健康チェックシートの保存

主管 FA は、万が一、感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、競技会当日に参加した選手、スタッフ、メディア、運営関係者から提出された健康チェックシートに保存期間（少なくとも 1 ヶ月）を明記し、保存します。また、保存期間経過後、健康チェックシートを廃棄します。

-2. 参加チームの状況確認、対応

競技会終了後 14 日以内に、各チームの感染対策責任者に連絡を取り、具合の悪い選手・スタッフがいないか確認します。万が一、運営スタッフの中から競技会終了 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合には、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口にご相談します。その後、新型コロナウイルスの陽性反応となった場合は、保健所の指示に従うとともに、主管 FA は JFA に報告します。

また、チームから感染者発生報告があった場合にも、同様にその旨 JFA に報告します。

5. 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温の上昇する夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用などの義務化により、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取り組みに併せて熱中症を予防します。

「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施します。

-1. マスクの着用

マスクの着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけます。

また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構いません。

-2. エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行います。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

-3. 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動するようアナウンスします。

なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前に準備します。

6. 様式

(1) 健康チェックシート

健康チェックシート							
<p>本健康チェックシートは、〇〇サッカー協会が開催する各種大会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。</p> <p>本健康チェックシートに記入いただいた個人情報について、〇〇サッカー協会は、厳正なる管理のもとに保管し、チーム関係者の健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除きご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。但し、大会会場にて感染症患者またはその疑いのある方が発見された場合に必要な範囲で保健所等に提供することがあります。</p>							
<p><基本情報></p>							
団体名				代表者 連絡先			
フリガナ				生年月日	西暦	年	月 日
氏名				電話番号			
				Eメール アドレス			
住所	〒						
<p><大会当日までの体温></p>							
日付	起床時体温	日付	起床時体温	日付	起床時体温	日付	起床時体温
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃	/ ()	℃
<p><大会前2週間における健康状態> ※該当するものに「✓」を記入してください。</p>							
チェック項目							チェック欄
① 平熱を超える発熱がない							
② 咳(せき)、のどの痛みなどの 風邪症状がない							
③ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がない							
④ 臭覚や味覚の異常がない							
⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等がない							
⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない							
⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない							
⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該 在住者との濃厚接触がない							
⑨ その他、気になること (以下に自由記述)							
<p>(大会参加者が未成年の場合) 保護者 確認欄</p>							
保護者 氏名							
電話番号							
Eメールアドレス							
<p>確認日 西暦 年 月 日</p>							

参加チーム用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 事前準備	(1) チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管FAの感染対策責任者を把握する。		
	(2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を選手・スタッフ全員が理解する。(不安がある場合は参加を見送る)		
	(3) 主管FAから健康管理表を入手し、競技会開催日まで健康チェックを行う。		
	(4) 選手が未成年の場合は、保護者が競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、参加を了承している。(了承しない場合は無理に参加させない。)		
2 往復の移動	(1) マスクを着用する。		
	(2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を避ける。		
	(3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	(4) 切符を買つために使う指を限定し、その際使用した指で顔や目を触らない。		
	(5) 電車・バス等公共の交通機関内において、常に他者と距離をとり、会話を控える。		
	(6) 目的地到着後、特につり革、手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。		
	(7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。		
3 試合前	(1) 選手・指導者・スタッフはマスクを着用する。		
	(2) 健康チェックシートを主管FAの感染対策責任者に提出する。		
	(3) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(5) 握手やハイタッチ等は行わない。		
	(6) 円陣は行わない。		
	(7) ミーティングの回数・時間を減らす、もしくは行わない。		
4 試合中	試合関係者のコミュニケーション、給水等		
	(1) 指導者・スタッフ、ベンチに座る選手はマスクを着用する。		
	(2) プレー以外の不要な接触を避ける(得点後の喜び、交代時の握手等)。		
	(3) ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。		
	(4) ベンチでの選手間の距離を保つ。		
	(5) サブの選手は、アップ時の他の選手との距離にも注意を払う。		
	(6) 水・氷を溜めたクーラーボックスにボトルを漬けない。		
	(7) ボトルを他の選手と共有しない。		
	(8) タオル等、リネンを他の選手と共有しない。		
	(9) うがいした水をピッチ内に吐かない。		
(10) ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐いたり、手鼻をかまない。			
ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応			
(1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。			
(2) 選手交代後においても消毒や手洗い、うがいをする。			
(3) 退席や退場の際等、審判員と会話することがあったとしてもその距離には十分に配慮する。			
(4) 怪我をした選手を他の選手がやみよりに接触しない。また、ピッチ外に当該選手を移動させる際は、おんぶやだっこを避け、担架を活用する。仮に、おんぶ等をして当該選手を移動させた場合、移動に関わった人は速やかに消毒を行う。			
(5) メディカルスタッフはラテックスグローブを活用する。			
(6) 試合後のチーム、審判員との挨拶、相手チームベンチへの挨拶は行わない。			
5 試合後	(1) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。		
	(4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。		
6 帰宅後の過ごし方	(1) 手洗いうがいを徹底する。		
	(2) バランスの良い食事をとる。		
	(3) 検温と共に行動記録を書く。		
	(4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。		
7 事後対応	(1) 帰宅後14日以内にチームの中から感染者が出た場合は、主管FAの感染対策責任者に速やかにその旨伝える。		

チーム感染対策責任者： _____

講習・研修会主管 F A 用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考	
0 事前検討事項	(1) 日程を短縮して開催することができないか。			
	(2) 人数を縮小しての開催、分散開催ができないか。			
	(3) オンラインでの研修（講義等）ができないか。			
	(4) 宿泊を伴わないカリキュラムやスケジュールを考えられないか。体力的に無理のない日程を考えられないか。			
1 事前確認事項 (参加者・スタッフ)	(1) 主管 F A は感染対策責任者を定める。 主管 F A の感染対策責任者は参加者・スタッフに以下の事項を事前に伝達する。 (1) 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 (2) 当日参加する参加者・スタッフ全員がマスクを着用する (3) 健康チェックシートに記入し提出してもらう (4) 講習・研修会に参加する上で主管 F A が示す注意事項を遵守してもらう (3) 参加者・スタッフにそれぞれの地域の自治体から会場となる地域への移動制限が解除されており、会場への移動が問題なく行えることを確認する。 (5) 参加する全ての参加者・スタッフに新しい生活様式に従って日々の感染症対策、健康管理を行っていることを確認する。 (6) 参加者・スタッフの保護者ならびに関係者全員が講習・研修会開催を了解しており、会場、日程、カリキュラム内容を理解していることを確認する。 主管 F A の感染対策責任者は、事前に上記事項を会場（グラウンド）の管理者等に確認する。 (7) ①会場（グラウンド）が感染対策を十分に行っているか否か。 ②他団体がついて同会場を使用するか。直前に使用する場合、当該団体の感染防止対策が適切になされているか否か。 (8) 講習・研修会運営に関わる全員が感染対策を認知し、運営準備段階からマスクの着用、手洗いの散行を行う。 (9) 前日及び当日に体調の悪い人は躊躇せず申し出て会場に来ない、足を運ばないルールを講習・研修会関係者間で事前に徹底する。 (10) 講習・研修会に関わる全ての人（FA、ボランティア、会場、その他関係者）に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う。 (11) 健康状態チェックで体調が悪い人がいた場合は、参加させない。			
	グラウンド (1) 会場（グラウンド）入口に消毒液を設置する。 (2) 会場（グラウンド）のロカールームが狭い、換気がしにくい構造の場合、別の部屋を準備するか屋外（グラウンド脇など）にテントの仮設ロッカーを設置する。 (3) ベンチの間隔を空けて座れるよう、テント等で追加ベンチを設置する。（菌対策から屋根付きベンチとする） (4) 可能な限り、更衣室、ベンチ、控室、トイレ等の消毒を行う。 (5) トイレの個室に「流す時は蓋を閉める」表示、洗面所に「手洗いは 30 秒以上」の掲示を行う。 (6) 備品の共有はできるだけ避ける（ピンス等） (7) 飲料は必ず各自で専用のボトル等を用意する。クーラーボックスなどで共有しない。 (8) ドブ漉きを使用しない。			
	研修室 (1) 会場（研修室）入口に消毒液を設置する。 (2) 座席の間隔を広げる。 (3) 演壇と参加者の座席の間隔を広げる (4) 集合・解散の挨拶時に握手やハグ行為は行わない。 (5) 大声は避ける。 (6) 講習中もマスクを着用する。 (7) 備品の共有はできるだけ避ける（ペンやマジック等） (8) 全て諸室のドアを全て開けた状態に保つ。（換気、ドアノブを触らないよう配慮。） (9) 諸室の窓を全て開けた状態に保つ。（換気） (10) 研修室の換気を十分に行う。			
	宿泊施設 (1) （宿泊） (2) 1部屋あたりの宿泊人数は、ベット（布団）とベット（布団）の間隔を十分に確保できる人数とする。 (3) リネン・室内備品類の交換頻度をできるだけ多くする（施設との交渉）。 (4) 入室時に手洗いや消毒 (5) 窓を開けた状態を保つ（換気） (6) 就寝時以外のマスクの着用 (7) （食事） (8) 食事会場入室時・食事直前の手洗いや消毒の徹底 (9) セットメニューでの提供（ピクニックはNG） (10) カトラリー類は随時提供し、まとめて入っている状態からとらない。 (11) 飲料の提供の工夫（カップ・コップを共有しない） (12) 食事会場スタッフのマスク着用依頼 (13) 座席は可能であれば向かい合わせや隣接しないよう人と人との間隔をあける。 (14) 食事での会話に配慮する。 (15) （入浴・洗濯） (16) 大浴場の場合は、一度に入浴する人数を制限し、分散して入浴するよう工夫する。 (17) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開け放しにする (18) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。 (19) できるだけ、まとめて洗濯するのではなく、個人で洗濯。←要確認			
	2 施設対応	(1) 会場で運営に携わる人全員がマスクを着用していることを確認する。 (2) 人員配置を必要最小限に絞る。（明確な業務のない人は来ない） (3) 講習・研修会に関わる全ての人（FA、ボランティア、会場、その他関係者）に健康チェックシートを提出してもらい健康状態チェックを行う。 (4) (3) で体調が悪い人がいた場合は、どのようなポジションの人でもすぐに帰宅させる。		
		3 期間中対応		
		4 事後対応		
		5 移動 (参加者・スタッフ)	(1) 原則としてマスクを着用する。屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、マスクははずすことができる (2) 往後の交通公共機関利用時にはラッシュを避け、混んでいる車両を避ける。 (3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。 (4) 切符を買つたために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。 (5) 電車・バス等において、常に他者と距離をとり、会話を控える。 (6) 目的地到着後、特につり革、手すりなどを触った手を手洗い、消毒、うがいをする。 (7) 寄り道をせずに、できるだけ早く帰宅する。	
	6 備品確認 (感染予防対策)	(1) 感染対策実施のために必要な備品リストを作成し、それを施設担当者と共に、当該備品の用意について前日までに確認する。 感染対策実施のために以下の備品を準備する。 (2) ①スタッフ用マスク（ 個） ②アルコール消毒液（ 個） ③液体石鹸（ 個） ④ペーパータオル（ 個） ⑤ゴミ袋 ⑥各自の飲料水用のボトル ⑦ドストッパー		
		※このリストをもとに各 F A が地域の実情に応じてカスタマイズする。		

審判員・審判指導者用（試合参加時） 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 事前準備	(1) 審判チーム内において感染対策責任者を定め、競技会主管FAの感染対策責任者を把握する。		
	(2) 競技会・試合に参加する上での注意事項を審判員・審判指導者全員が理解する。（不安がある場合は参加を見送る）		
	(3) 日常から健康管理表を作成し、毎日健康チェックを行う。		
	(4) 未成人審判員の保護者が、競技会の会場、日時、対戦相手を理解しており、審判員の参加を了承している。（了承しない場合は無理に参加させない。）		
2 往復の移動	(1) マスクを着用する。		
	(2) 往復の交通公共機関利用時にはラッシュ時や混んでいる車両を選び、		
	(3) 窓を開ける等、換気がよくなる工夫をする。		
	(4) 切符を買うために使う指を限定し、その際に使用した指で顔や目を触らない。		
	(5) 電車・バス等において、常に他者と距離をとり、会話を控える。		
	(6) 目的地到着後、特につり革、手すりなどに触った手を手洗い、消毒、うがいをする。		
	(7) 寄り道をせずに、できる限り早く帰宅する。		
3 試合前	(1) 審判員はウームアップ実施以外の時はマスクを着用する。審判指導者は常にマスクを着用する		
	(2) 健康チェックシートを主管FAの感染対策責任者に提出する。		
	(3) 着替えを素早く済ませる。		
	(4) 更衣室が狭い場合の更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。更衣終了後は更衣室の窓とドアを開けっ放しにする		
	(5) 審判打合せは会場内の3密を避けた場所にて手早く済ませる。		
	(6) 更衣が終了したらすぐに更衣室を出る。		
	(7) 審判指導者は審判員に試合前、試合中、試合後ともに接触も会話もしない。会話が必要な場合、お互いにマスクを着用し距離を保ち、最小限の会話に限定する。		
4 試合中	試合関係者のコミュニケーション、給水等		
	(1) 選手等との不要な接触を避ける。		
	(2) ピッチ上で選手と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。		
	(3) 第4の審判員は試合中もマスクを着用する。		
	(4) 第4の審判員は試合運営責任者等とのベンチでの距離を保つ。		
	(5) 試合の間に行う飲水は自分専用のボトルを使用する。		
	(6) ピッチ内でも吸エチケットを守り、つばを吐いたり、手鼻をかまない。		
	(7) うがいた水をピッチ内に吐かない。		
	ハーフタイム・交代・退場時、試合終了時の対応		
	(1) 更衣室に戻る前に消毒や手洗い、うがいをする。		
	(2) 退場や退場の判定の際等、選手や監督と会話をする必要が生じた場合は、距離に十分配慮し、必要最低限の会話に限定する。		
	(3) 怪我をした選手にむやみに接触しない。また、ピッチ外に当該選手を移動させる際は、おんぶやたっこを避け、担架を活用する。		
	(4) 試合後の選手との挨拶は行わない。握手もしない。		
(5) 試合後の審判員と審判指導者、及び審判員同士の振り返りミーティングはどちらも行わない。後日に別の方法（電話、メール、オンラインミーティング等）で行う。			
5 試合後	(1) 更衣室は窓を開けっぱなしにし、更衣の順番についてはローテーションを組む等の工夫をする。		
	(2) 着替えを素早く済ませ、更衣室から早く出る。		
	(3) シャワーの利用についてはローテーションを組んで交代で浴びる等の工夫をする。		
	(4) 試合会場のルールに従い、ゴミを密封した状態で処分するか、持ち返る。		
6 帰宅後の過ごし方	(1) 手洗いうがいを徹底する。		
	(2) バランスの良い食事をとる。		
	(3) 検温と共に行動記録を書く。		
	(4) 早めに就寝し、十分な睡眠時間を確保する。		
7 事後対応	(1) 帰宅後14日以内に感染が発覚した場合は、主管FAの感染対策責任者に速やかにその旨伝える。		

審判員・審判指導者名： _____

フットボールセンター管理FA用 新型コロナウイルス対応版チェックリスト例

シーン	項目	チェック欄	備考
1 全般的な事項	(1) 感染防止のためのチェックリストを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること		
	(2) 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること		
	(3) 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること		
	(4) 利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと		
	(5) 利用者の感染症発症や、地域の感染拡大の可能性への対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと		
2 施設の予約時の対応 (利用者に求めること)	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の可否を定めること（利用当日に書面で確認を行う） ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合		
	(2) マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）		
	(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること		
	(4) 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）		
	(5) 利用中に大きな声で会話、応援等しないこと		
	(6) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと		
	(7) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること		
3 当日の受付時の対応	(1) 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること		
	(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛けること		
	(3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること		
	(4) 利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと		
	(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること		
	(6) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を選択できるようにすること		
	(7) 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと		
	(8) 利用者から健康チェックシートの提出を求めること		
	(9) 利用者がマスクを準備しているか確認すること		
	(10) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること		
4 準備すべき事項の対応	手洗い場所		
	(1) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(2) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(3) 手洗いに手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	(4) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること		
	更衣室、休憩スペース		
	(1) 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者とは密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）		
	(2) ゆとりを持たせるとが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講ずること		
	(3) 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること		
	(4) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること		
	(5) スタッフが使用する際は、入室の前後に手洗いをすること		
	洗面所		
	(1) トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること		
	(2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること		
	(3) 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意すること		
	(4) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること		
	(5) 手洗いに手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）		
	スポーツ用具の管理		
	(1) 利用者へスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること		
	(2) やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること		
	(3) スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者特定できる工夫をすること		
	(4) 貸出前後に消毒すること		
	観客の管理		
	(1) 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること		
	(2) 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること		
	運動・スポーツを行う施設的环境		
	(1) 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと		
(2) 体育館の床をこまめに清掃すること			
(3) 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること			
施設の入口			
(1) 手指の消毒設備を設置すること			
(2) 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること			
ゴミの廃棄			
(1) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること			
(2) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸（ポンプ型の液体または泡石鹸）と流水で手を洗い、手指消毒すること			
清掃・消毒			
(1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること			
(2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前・終業後に消拭消毒すること			
その他			
(1) イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと			
(2) 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること			
(3) スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること			
(4) 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること			

(参考) 各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関 (WHO)	Considerations for sports federations/sports event organizers when planning mass gatherings in the context of COVID-19: interim guidance (英語)
厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」
	「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
内閣官房	新型コロナ感染症対策本部資料 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP)
	業種別ガイドライン一覧 (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP)
文部科学省	学校再開に向けて (Q&A、通知等)
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」 (2020.5.14)
日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」 (2020.5.14)
	「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (改訂版)」 (2020.5.29)
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
サッカー・ブンデスリーガ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB IM PROFIFUSSBALL (独語)

RESPECT

大切に思うこと

サッカーがある日常が戻りつつあります。

大好きなサッカーができるという当たり前のことが、
どんなに素晴らしく、価値のあることなのか、
あらためて気づいた人も多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は恐ろしい病気です。
しかし、怖いのはウイルスだけではありません。
風評やデマ、誹謗中傷——
それに翻弄されることもまた、危険なことです。
感染者や医療従事者などに対する偏見や差別も、
決してあってはなりません。
私たちの命や生活を支えてくれる人たちに、
感謝とエールを送りましょう。

感染症への不安からサッカーへの参加を
迷っている人もいます。
今は自粛しようという気持ちになるのも当然のことです。
自分と異なる考えを持った人たちを
排除したりせず、理解し、尊重しましょう。

私たちは スポーツを愛する仲間なのだから。

みんなが安心してプレーできる環境づくりを
目指していきたい。

大切なサッカーを、 自分たちの手で守っていききたい。

そのために、リスペクト——。
関わりある人々やすべてを
大切に思うこと。

